

令和2年度役員

会 長 近 田 美 穂

副 会 長 小 松 美 好

〃 鈴 木 慎 二 郎

会 計 小 松 美 好

〃 (竹 島 広 人)

監 査 澤 井 愛 子

令和 2 年度事業計画 予算

月	日	項 目
4	4	総 会
4	2 5	春まつり準備 手伝い
5	1 6	愛恵春祭り
1 0	未定	愛恵協会運動会
1 1	上旬	バス旅行
1 2	5	例 会
令和 3. 3	9	新旧役員会

・ 役員は随時招集

・ フラワー会：制作活動休止中

* 新型コロナウイルスにより、行事は延期、中止等の変更があり得ます。

令和 2 年度予算収入の部

科目	金額(円)	適用
会費	1, 224, 000	会員 102 名
春まつり	15, 000	模擬店販売収入
バスツアー参加費	200, 000	参加者自己負担分
合計	1, 439, 000	

支出の部

科目	金額(円)	適用
事業費	770, 000	総会時茶菓子 30, 000 春まつり模擬店 40, 000 バスツアー費用 700, 000
事務費	2, 000	領収証等
慶弔費	350, 000	愛恵春まつり寄付
予備費	317, 000	
合計	1, 439, 000	

愛恵協会親の会規約

1. 名 称 この会は愛恵協会親の会という。
2. 所 在 地 本会及び事務所の所在地を岡崎市舞木町字小井沢4-1 愛恵協会に置く。
3. 目 的 この会は会員及び職員相互の親睦を図るとともに、愛恵協会並びに利用者の援助活動を目的とする。
4. 構 成 この会は心身障害者及び、心身障害者育成に理解ある者を以って組織する。
5. 会 員 会員は上記3の趣旨に賛同する。
6. 総 会 定期総会は年1回開催する。
例会は特別の事情のない限り、年1回開催する。
7. 会 費 1ヶ月に1000円とし、原則として4月、7月、10月、1月の月末に3ヶ月分3000円を納入するものとする。
8. 積 立 積立金の用途については愛恵利用者の受益とする。
尚、この積立金の用途の決定については、例会によって議決し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
9. 役 員 会長1名、副会長2名、会計1名、監査1名を置く。
10. 役員任期 通常2年とする。但し、再任を妨げない。
11. 議 決 総会及び例会における議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
12. 慶 弔 死亡の場合（親もしくは保護者）5000円
（ 利 用 者 ） 5000円
入院の場合（ 利 用 者 ） 3000円
但し、10日以上入院の場合とする。
尚、同一の病気の再入院はこの限りではない。
尚、死亡、入院等の該当者は、事務所に連絡する。
慶弔に関するお返しはしない。
職員の慶弔については、役員会にて協議する。
13. 退 会 退会した者の会費、積立金の返済はしない。
14. 改 正 規約の改正は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
15. 緊急事態 緊急事態と判断された場合は、三役で協議し対処する。
16. 設 立 本会の設立年月日は、昭和57年4月1日とする。
17. 付 則 この規約は、昭和57年4月1日に施行する。
この規約は、平成2年4月1日より改正する。
この規約は、平成6年4月1日より改正する。
この規約は、平成7年7月1日より改正する。
この規約は、平成11年4月4日より改正する。
この規約は、平成16年4月4日より改正する。
この規約は、平成18年4月1日より改正する。
この規約は、平成18年6月4日より改正する。
この規約は、平成19年4月1日より改正する。
この規約は、平成19年5月14日より改正する。
この規約は、平成20年4月1日より改正する。
この規約は、平成21年4月5日より改正する。
この規約は、平成23年6月4日より改正する。
この規約は、平成24年4月7日より改正する。
この規約は、平成30年4月7日より改正する。
この規約は、令和2年4月4日より改正する。